

平成17年9月30日(金)
於・農林水産省第2特別会議室

水産政策審議会
第22回資源管理分科会議事録

水産庁

水産政策審議会・第22回資源管理分科会

1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成17年9月30日 午後2時00分

閉会 平成17年9月30日 午後3時25分

2. 出席した委員の氏名

委員 山下 東子 小林 嗣宜 福島 哲男 三鬼 楠好

宮原 邦之 山口 敦子

特別委員 市山 亮悦 伊藤 裕康 今村 博展 蟹 忠男

熊谷 拓治 近藤 壽榮造 嶋野 勝路 丸一 芳訓

本川 廣義 保田 綱男 山田 邦雄 吉岡 修一

來田 仁成

3. 水産庁側出席者

中前水産庁次長 井貫増殖推進部長 塚本漁政課長 武田管理課長
宮原沿岸沖合課長 重研究指導課長 奥野漁場資源課長
長谷資源管理推進室長 和田増殖推進部参事官

4. 諮問事項

諮問第90号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の
規定に基づく基本計画の検討等について

5. 報告事項

第1種特定海洋生物資源の採捕数量について

6. 議 事

別紙のとおり

7. 議決の数

出席者全員賛成

8. 答 申

別紙のとおり

目 次

1、開 会

1、議 事

- 【諮問事項】諮問第90号海洋生物資源の保存及び管理に関する法律
第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について
- 【報告事項】第1種特定海洋生物資源の採捕数量について
- 【その他】

1、閉 会

開 会

塚本漁政課長 それでは、定刻でございますので、ただいまから第22回資源管理分科会を開催

いたします。

最初に、委員の出席状況につきまして御報告申し上げます。

水産政策審議会令第8条第1項の規定によりまして審議会の定足数は過半数とされております。本日は、委員8名中、現在5名の御出席、後ほど宮原委員が御出席の予定と承っておりますので、定足数は満たしております。そういうことで本日の資源管理分科会は成立いたしております。

また、特別委員は、15名中、現在は12人の御出席で、後ほど嶋野特別委員が御出席の予定ということでございます。

本日はお忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。

最初に配付資料の確認をさせていただきます。お手元の封筒の中に資料がございます。説明の途中で結構ですから、不足がございましたら、お申し付けいただきたいと思います。

それでは、進行の方を会長にお願いいたします。

山下分科会長 今日9月30日ということで、期末でいろいろとお忙しいところでございますけれども、皆様お集まりいただきありがとうございます。

燃油等が高騰していて経営もいろいろ大変なところですが、また、このたびさんま船の事故がございまして多くの犠牲者の方が出て、この場でございますけれども、お悔やみを申し上げます。今後も漁業に携われる皆様、安全な航行ができるように関係の皆様をお願いするとともに、皆様の安全航行をお祈りしたいと思います。

それでは、着席して議事を進めさせていただきます。

議 事

【諮問事項】諮問第90号海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

山下分科会長 諮問第90号、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について、説明をお願いいたします。

武田管理課長 管理課長の武田でございます。座って説明させていただきます。

諮問第90号でございますが、お手元の資料2、まず諮問文を朗読させていただきたいと思います。

17水管第2058号
平成17年9月30日

水産政策審議会

会長 小野征一郎殿

農林水産大臣岩 岩永 峯一

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の
規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第90号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 3 条第 7 項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成 16 年 11 月 25 日公表。以下「基本計画」という。）に別紙のとおり変更の検討を加えたいので、同条第 8 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また審議の結果、別紙のとおり基本計画の一部を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第 7 項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第 9 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

諮問文は以上でございます。

この諮問は、平成 17 年のまさば及びごまさばの漁獲可能量（TAC）の改定と、まあじTACの留保枠の追加配分でございます。

資料 2 を 1 枚めくっていただきますと、基本計画の「一部改正新旧対照表（案）」がございますけれども、説明をわかりやすくするために、資料 2 - 1 を用意していますので、こちらの方で説明を進めていきたいと思っております。

資料の説明に入る前に、現在設定されているさば類のTACの設定の経緯等について御説明しますが、現在のさば類のTACというのは、昨年時点の資源評価をもとにいたしまして、昨年 11 月に設定したものでございます。ところが、委員の皆様も御承知のように、今年はさば類の漁獲が、まさば、ごまさばともに近年になく良好な状況で推移していることから、資源の状況が昨年の資源評価の想定と違っていると考えられたことから、今年 7 月に開かれた資源管理分科会におきまして 9 月にTACの期中改訂を行いたい旨を御説明いたしますとともに、その時点で大臣管理、都道府県管理の分の当面のTACの不足見込み量ということで 9 月までをカバーできるように留保枠から追加配分をしたと、こういう経緯でございます。

基本計画では、その中で、漁海況の見通しがTACの基礎とした資源評価から想定される状況より大幅に改善されることが見込まれる場合には、速やかに資源を再評価してTACの改訂を行うものとするという方針が明記されておりますので、今回は、この方針に基づき、取りまとめられたばかりの最新の資源評価をもとにいたしましてさば類のTACの改訂を行うということでございます。

また、まあじについては、漁獲状況は平年をやや下回る状況ですけれども、TACの管理期間が後半に入りまして漁場形成に恵まれた県とそうでない県が明らかになってきております。今回、そういう中で漁場形成がよい県に対して留保枠から追加配分を行うということでございます。

以上、前提となる説明をさせていただきましたけれども、内容について資料に即して説明をいたしたいと思っております。

資料 2 1 の最初のページが「平成 17 年漁獲可能量の配分総括表（案）」でございますが、これをごらんいただきたいと思っております。

左側の真ん中、「まさば及びごまさば」の「漁獲可能量」の欄ですけれども、42 万 6,000 トンを 57 万 5,000 トンに改訂するという内容でございます。14 万 9,000 トンの増加となるわけでございます。

改訂の考え方について、当初のTACの設定の考え方も含めて説明したいと思っておりますけれども、2 枚めくって 3 ページをごらんになっていただきたいと思っております。

17 年のTACにつきましては、基本計画の中でTAC設定に係る管理方針を明記して、それに沿った形でTAC数量を設定しております。基本方針とTACの対象資源の関係を整理した表が 3

ページの表でございます。

さば類については系群等に分けますと4カ所に出てくるわけですが、一番上の(1)の「資源が低位の水準にあるもののうち、現在の海洋環境が当該資源の増大にとって不適な状態にあるとは認められないもの」という欄がございますけれども、まさばの太平洋系群はここに該当しております。TAC設定の考え方としては、真ん中にあるように重点的・優先的に資源の回復を図るということで、現在、資源回復計画の取り組みが行われているところでございます。

それから、(3)の「外国の水域と我が国の水域にまたがって分布し、当該外国においても採捕が行われているもの」という欄がございますけれども、まさばの対馬暖流系群とごまさばの東シナ海の系群、この二つが該当するというところでございます。これらについては、真ん中にごさいますように、「当該外国と協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は現状の資源水準を持続することを基本にして、我が国水域への来遊量の年変動に配慮しながら管理」ということになっております。「我が国水域への来遊量の年変動に配慮しながら」という意味は、まさばの対馬暖流系群とごまさばの東シナ海系群は外国のEEZと日本のEEZにまたがって来遊、生息しているわけですが、我が国のEEZの方への来遊状況も年によって変動があることを考慮いたしまして、過去5年間の日本の水域への来遊比率を基礎として、過去5年間の漁獲量比率の最大値を使用するという形で来遊量の変動を反映しているというところでございます。

最後に、一番下、この四つのタイプのいずれにも当てはまらない資源ということで、資源状況はそれほど悪くないし、外国との関係も特にないということで、TAC設定に関して特段の留意事項がないということですので、真ん中にごさいますように「研究者が推奨する管理方針を採用することを基本」とするというので、これにはごまさばの太平洋系群が該当いたします。

さば類を見ますとこのような四つに分かれるわけですが、系群ごとの考え方に沿って今回出されました資源の再評価をもとに数量を積み上げて、今回、TACを改訂するというところでございます。

続いて、具体的なTACの改訂の考え方を整理したのが4ページでございます。

今回の改訂におきましては、今御説明を申し上げましたTAC設定の考え方に即した形で、今般出された資源の再評価結果に基づきましてTACの管理の基礎とする数量を改訂するというので、新たな数量を算定したいということでございます。

上から順にまいりますけれども、まさばの太平洋系群につきましては、資源を重点的・優先的に回復させるため、資源評価をもとに漁獲圧を3割減らしたときに得られる漁獲量を採用しております。資源回復計画に基づいて現在漁獲努力量を3割削減ということで取り組みを進めておりますので、そのもとで回復を的確に進めていくという前提のもと、「漁獲圧3割削減」を継続して採用することによって、そこにごさいますように、6万3,000トンが今回は19万5,000トンということになります。

その下、まさばの対馬暖流系群ですが、これにつきましては親魚量を維持する、すなわち資源を現状より減らさないための漁獲量ということの基本を基本としております。先ほど御説明したように、またがり資源なので、過去5年の我が国EEZへの最大の来遊比率を用いて計算すると、当初の9万トンが12万5,000トンというふうに増加いたします。

その下、ごまさば太平洋系群については、右の備考欄にありますように当初は漁獲圧の現状維持、この数量が親魚量を維持するための数量と同じで、9万7,000トンでございました。今回の再評価におきましては、漁獲圧の現状維持が13万6,000トン、親魚量の維持が14万5,000トンというこ

とで数字は当初と比べると分かれたわけですが、このうち親魚量の維持の 14 万 5,000 トンを採用したいということでございます。

これらの 3 系群が資源量が T A C の基礎とする数量から増加しているわけですが、この要因はいずれも 2004 年産まれが昨年資源評価の想定よりも多かったということで、今回の再評価でこのような形になったということでございます。

最後はごまさば東シナ海系群ですが、同じまたがり資源の考え方に基つきまして、7 万 1,000 トンが 6 万 4,000 トンということで、この系群は資源量が若干減少しているということでございます。

以上の 4 系群のものを積み上げまして、その結果、T A C 管理の基礎となる数量がこれまでの 32 万 1,000 トンから 52 万 9,000 トンに増えるということでございます。

実際の T A C の設定の数量については右下の備考欄をごらんになっていただきたいのですが、漁場形成の変動に対応するため係数を掛けるということで、当初の配分のときには大臣管理分について 1.3 を掛け、知事管理分について 1.5 を掛けて、その結果、32 万 1,000 トンから 42 万 6,000 トンになったところですが、今回は既に 9 月まで来ておりまして、残りの期間、10 月、11 月、12 月の 3 カ月に相当する漁場形成の変動を見越しまして、大臣管理分については、12 カ月分の 3 カ月ということで変動分の 0.3 を 4 で割った分を足して 1.075 という係数を掛ける。知事管理の方は、同じように 0.5 という当初の変動係数に同じく 12 分の 3 を掛けて 1 に加えまして、1.125 という係数を用います。そして、大臣管理分、知事管理分、それぞれ係数を掛け合わせますと、57 万 5,000 トンという今回の T A C の数字になるということでございます。

以上が改訂の考え方でございますが、次に、新たな T A C をどのように配分するかということについて御説明したいと思います。

その前に、今年のこれまでの漁獲状況が資料 2 - 2 のカラーコピーのものでございます。こちらで御説明したいと思います。

この中でオレンジの丸で書いてあるのが今年の漁獲量の推移でございます。それから、上の方に青で横線が引いてありますが、こちらが現在の T A C 配分量でございます。

まず左上の大中型まき網漁業のところをごらんになっていただきたいのですが、今年の漁獲量、黄色の線は例年に比べてかなり上の方に来ておりまして、このまま推移していくと青の線を超えそうだという状況でございますが、この増加は主に北部太平洋におけるごまさば、ごまさばの漁獲増が原因でございます。「マサバ太平洋系群資源回復計画」に基づく休漁が現在行われているにもかかわらず、漁獲量はこのように近年にない高水準になっているということでございます。

回復計画を実施しております北部太平洋まき網漁業協同組合連合会の方では、当初は 1 日 3,000 トンの漁獲があった場合に翌日休漁するという取り組みでございましたけれども、現在は 1 日 2,500 トンで休漁を行うよう対応を強化している。そういう中でもこれだけ漁獲が増えているという状況でございます。「マサバ太平洋系群資源回復計画」につきましては、資料 2 - 1 の 5 ページ、「取組内容」のところでは休漁、減船、ミニ船団化を含めた概要を整理しておりますが、ごらんいただくこととして、説明は割愛させていただきたいと思っております。

資料 2 - 2 で今度は東京都以下各都道府県の漁獲量ですが、増加しているのは主に東京以西の西の方の太平洋海域でございます。これらは主として、ごまさばの漁獲が増えたということで、今年の水揚げ漁獲量が例年より高い水準で推移しているということでございます。

以上が現在の漁獲状況です。

そこで実際の配分をどうするかということでございます。資料2 - 1の最初のページに戻っていただきまして、まさば及びごまさばのT A Cが57万5,000トンですけれども、このうち大臣管理分のT A Cの上限は、計算上34万3,000トンになるわけですけれども、大中型まき網漁業への配分としては、先ほど申し上げましたように資源回復計画が行われていて、その成果を着実に出していこうということで、32万トンに設定したいということでございます。これがT A Cの基礎とする数量に相当するというので、32万トンに配分したいということでございます。残りの漁場変動分00.75に相当するのが2万3,000トンあるわけですけれども、これは、今後大中型まき網の水域でのごまさばの漁獲が増えたような場合に備えて、大臣管理分の留保にしたいということでございます。

そういうことで、(注1)にありますように、漁場の形成状況が良好な場合には、23万8,000トンを34万3,000トン、これを新たな上限として、この差の部分は留保分として対応したいということでございます。

次に、2ページ、知事管理分でございます。「都道府県に対する配分表」の「まさば及びごまさば」の欄が縦にございます。この中で網かけのところが東京都、静岡県、宮城県、和歌山県、長崎県、宮崎県、鹿児島県とございますけれども、東京都は1万7,000トンを2万トンに、静岡は1万3,000トンを1万8,000トンに、三重県は1万8,000トンを2万5,000トンに、和歌山県は5,000トンを7,000トンに、長崎県は8,000トンを1万トンに、宮崎県は1万1,000トンを2万2,000トンに、鹿児島県は9,000トンを1万4,000トンに、それぞれ変更したいと考えております。

知事配分に関しては、今回の配分の後、若干の留保が残りますけれども、これにつきましては、盛漁期が秋以降であることを踏まえ、これまでに今年の漁獲動向の見通しが立っていない県等がございまして、そういったところが不利益にならないように、今後、この留保枠の中で配慮していきたいと考えております。

以上がさば類のT A Cの改訂とそれに基づく配分についての説明でございます。

続きまして、まあじのT A Cの留保枠の配分につきまして御説明しますが、同じく今の「都道府県に対する配分表」の「まあじ」の欄をご覧になっていただきたいと思います。島根県は3万トンを3万4,000トンに、宮崎県は4,000トンを6,000トンに、それぞれ変更したいと考えております。まあじにつきましては、冒頭申し上げましたように全体としてみれば平年をやや下回る漁獲ですけれども、管理期間が後半に入って、漁場形成に恵まれた県と残念ながらそうでなかった県が出ている中で、今回、配分数量の不足が見込まれる2県に対して留保枠から追加配分を行うということでございます。

なお、現在の漁獲の状況については、資料2 - 2の2枚目に「まあじの漁獲量(累計)」のグラフをつけておりますので、ごらんになっていただければと思います。

以上が今回の基本計画の変更に関する説明でございます。御審議のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

長くなりましたが、以上です。ありがとうございました。

山下分科会長 たいま武田管理課長から説明をいただきました。

今期から初めてこのT A Cの分科会に御参加いただく委員の方々もおられるということで、いつもより少し長目に説明をしていただいたような次第ですけれども、この説明につきまして御質問、御意見などはございませんでしょうか。

宮原委員。

宮原委員 まさばのことでお尋ねします。当初のトータルで見ますと15万3,000トン、これが再評価すると合計で33万トンですね。ということは、倍に増えた理由はどういうことであったのか、当初の予想に比べてどうしてこんなに増えたのかというのが教えていただきたいところでございます。

それから、資料2-1の最後に釧路の新聞記事が出ておりまして、漁業者が大変努力をされているということを紹介していただいたわけでございます。私どもとしても皆様の御努力に大いに敬意を表したいと思っておりますが、今、北部太平洋では資源回復計画をやっていただいているわけでございますので、この資源回復計画が着実にできますよう、行政の指導をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

山下分科会長 最初の点は質問ですので、お答えをお願いします。

武田管理課長 御質問は、まさばの評価がなぜ昨年の評価に比べて倍まで増えたのかということでございます。もともと浮き魚類の資源評価はなかなか難しいところがあるわけですが、今回増えているのは、先ほどもちょっと説明しましたが、2004年産まれの1歳魚でございます。この辺のところは、昨年の段階でどれだけ産まれたかということの推定がなかなか難しかったという部分が、1歳魚になってきた時点で具体的にどこまで増えたかということがわかってきたということだと思っております。

そういう資源評価がなかなか難しい中でのTAC管理ではあるのですが、実際にこのように資源が上向いてきている状況をとらえまして、今、釧路の記事について言及がございましたけれども、資源は若干上向いているけれども、考え方としては引き続き漁獲努力量を3割減らすということで、資源回復計画の取り組みがしっかり行われていくように、我々としても指導をしっかりとしていきたいと思っておりますので、関係者の皆様方も一生懸命頑張りたいと思っております。

山下分科会長 よろしゅうございますか。

宮原委員 はい。

山下分科会長 ほかにはいかがでしょうか。

市山委員。

市山特別委員 TACのことについてお伺いします。私は今日初めてTACの管理方針ということで、まさばとごまさばに対するTACの管理の基礎となる数字、それから大臣枠は1.3、知事枠は1.5を掛けたのが本当のTACの数字ということは、TACにかかわっている魚種は全部こういう算定方式なんですか。

武田管理課長 TACは7魚種あるんですけれども、浮き魚類ということで、いわし、あじ、さば類の3魚種について、漁場形成が主としてどの海域に行われるかということはなかなか予想が難しいということもありまして、過去の来遊状況等を踏まえて、大臣管理が1.3、知事管理が1.5ということでやっています。ほかはTAC管理の基礎となる数字をそのまま使っております。

市山特別委員 およそわかりましたけれども、いわし、あじ、さば類以外の魚種については、過去3年間のデータ等をきちんとした上で漁獲可能量を決めるというような方法は、これには該当しない、この3魚種に対してだけ外れるということなんですね。

武田管理課長 今申し上げた3魚種については、TACの設定の数字そのものは、その年々の、今年であれば今回再評価した資源評価をベースにして、そこに漁業経営等の社会経済的要因も踏ま

えた形でTACを設定するという形でやっております。漁場形成の変動に対応した部分は、「過去の」とちょっと申し上げたのは、結果として1.3なり1.5の漁場形成の変動分を見て配分した数字が、TAC報告の結果、報告される数量、基本的にその枠内におさまっている数字ということで妥当な数字ということでございます。そういう意味で申し上げました。

もう一点、「過去3年間のデ-タ」と言われましたが、この際ですので申し上げますけれども、大臣管理分と都道府県管理分の算定に当たっては、全体の漁獲量のうち大臣管理でどれだけとっていたか、各都道府県知事管理分でどれだけとっていたかという過去3年の平均の割合を掛けて、TACを大臣管理分と知事管理分に分けて配分する。このところの説明は先ほど触れなかったかもしれませんが、その点については過去3年の漁獲実績に基づいて行っている。そして、これは3年ごとに見直しを行うということで、今年4月の資源管理分科会の際、配分方法の見直しの中で御説明を申し上げておりますが、その点については市山委員の方には個別に御説明をさせていただきたいと思っております。

市山特別委員 わかりました。

山下分科会長 近藤委員、お願いします。

近藤特別委員 海員組合の近藤です。今年はなぜこのように資源がふえたのかという話が回答としてありました。確かにプールで魚を飼っているわけではありませんから、産卵状況もよくつかめなかった。自然相手ですから当然流動的だろうと思っておりますし、前回の資源管理分科会で、9月中にはTACの期中見直しをやるということが確認をされておりますから、それはそれでやむを得ないと思っております。

ただ、1歳魚がほとんどだということだと思っております。そうすると、さばで本来の採算に見合う魚価がとれるには、体長32cm以上と言われてきたと認識をしています。今回は28cmに届くか届かないかではないかと思っておりますし、前回の7月の管理分科会以降、2カ月が経過したわけですが、当時の体長と魚体重と今の段階でその辺の変化はどうなっているのか。ごまさば、まさば、それぞれ若干異なるかも知れませんが、その辺を把握しておりましたら教えていただきたい。また、昨年のごまさば、ごまさばの平均的な魚価形成と今年の場合はどうか。これは水揚げ量と関係があると思っておりますけれども、その辺ももし把握していたら教えていただきたいと思っております。

それから、たまたま当初読み切れなかったぐらい今年は資源の状況がいい。とはいいいながらも、問題は親になる魚をいかに確保するかということだと思っております。将来に向けてさば資源を安定的・持続的に利用するということになれば、親魚を一定確保することに最重点を置いていただかないとまずいのではないかと思っております。ただ、取り巻く状況が厳しいです。油がこれだけ値上がりをして、少々小さくても量でこなさないと経営は成り立たないということもあるでしょうし、当局としてもその辺は非常に頭が痛いところだろうと思っておりますけれども、漁業者としてもぎりぎり辛抱できるところは辛抱して、前年度の我慢した分を、次年度、親魚がふえた時点で取り戻すということも大事ではないかと思っております。

以上、わかる範囲で結構ですので、お答えをいただければと思っております。

山下分科会長 お願いします。

長谷資源管理推進室長 まさばの太平洋系群でいきますと、一般的に1歳魚で300数十g、2歳になりますと400gを超えるぐらいが平均的なところでございます。もし間違っていたら福島委員あたりから訂正していただければと思っておりますけれども、最近では1歳魚が300gから350gぐらいまで大きくなってきていると聞いております。夏からここに掛けてということであれば数十グラムの

増加かなと思っております。

なお、今回、TACを増量するに当たりまして一番気になったところは、まさに「マサバ資源回復計画」との関係でございました。これは、過去、こういうふうが発生がよかった年に、残念ながら取り過ぎてしまって親になるものを十分残せなかったという反省があるものですから、それを踏まえて現在回復計画に取り組んでおりますので、それとの関係が一番気になったわけです。そういう意味では、今の未成魚を全くとらないということではありませんけれども、そこは努力量3割削減ということで、これを取り残す。年を越しますと親になりますので、ぜひここで取り残して、親にして産卵に加えたい。こういう発想で、今回、考え方を整理させていただいたということでございます。

山下分科会長 福島委員。

福島委員 まき網から出ております福島でございます。近藤委員の質問に若干関係がございますので、つけ加えさせていただきます。

先ほど管理課長から我が方の漁獲のあり方を3,000トンから2,500トンに下げたというふうにお話がありましたけれども、それでもなおかつ2,500トンを超える日がたまたまあります。単価的には去年よりは若干低いかかと。キロで言いますと、大体25円から30円の間ぐらいです。これは全く平均ですけれども、稼働している船で平均値を出しますと、100トンから130トンぐらいの水揚げ金額になっていると思います。

そういうやり方をしながら、資源回復とあわせて臨時休漁をしておりますけれども、このまま行きますと、先ほど委員から御指摘がありましたように、燃油の高騰がありますので、水揚げ金額に占める燃油の割合が既に人件費を上回っております、これが実は大変大きな悩みになっているんです。

今回、10万トン弱ぐらいの増枠をしていただくような議論になっておりますけれども、実はたまたま手元にあるんですが、今日現在、今朝までの我が方の北海道から南の遠まきまで含めた総トン数が実に23万2,000トンです。23万8,000トンですから、あと6,000トンでこの12月までのTACを消化するところまで来ております。今月はたまたま3万400トンを漁獲しておりますから、平均的に盛漁期と言われる9月、10月、11月、12月は未までは行きませんが、3万トンペースでいきますと今議論されている数字がぴったり当てはまってくるのではないかと考えております。ただ、資源回復はもちろんのことですが、先ほど申し上げましたように臨時休漁をやっていても、採算的な問題からすると大変苦しい。その占める割合が人件費を超えるようなことはかつてあまり経験したことがありませんので、油が相当値下がりにしない限り……。この先増枠されて数量を確保しても、単価が上がってくるような魚体の構成でなければ……。

と申しますのは、中身の問題として、「まさば」「ごまさば」という表現をしていますが、我々の北の海域、私は八戸ですけれども、消費者を含めて、ごまさばというものはあまりなじみがないんです。ですから価格が当然出ない。これが例えば400gとか450g以上になりましても、表示の面で、なかなか価格が伸びない。まさばは別だと思っております。そういったところに一つの大きな悩みがあるのではないかと、このように思っております。

以上です。

山下分科会長 魚価のことを含めて補足していただきましたが、近藤委員、よろしいでしょうか。

近藤特別委員 はい。

山下分科会長 ほかにいかがでしょうか。

嶋野委員。

嶋野特別委員 「平成17年都道府県に対する配分表」のことで若干お伺いしたいと思います。

東京都ほか何県かございますが、特に宮崎県が2倍になっているのは何か根拠があるのでしょうか。それと、漁獲を増量することによって、価格の相関、過去の事例でも結構ですので、わかればお教えいただきたい。

私は、業界としてさばが大量にとれることは、とりもなおさず価格が安くなるという認識があるわけですが、一方で、とったがゆえに大漁貧乏といったこともございますので、そのあたり、わかれば、お教えいただきたい。

山下分科会長 お願いします。

長谷資源管理推進室長 宮崎のさばにつきましては、カラーコピーの資料2-2の左の列の下から2番目、これはごまさばですけれども、非常な勢いでとれているということでございます。緑色の横棒が現在の宮崎県向けのTACですから、こういう勢いでは当然突破するというところで、この傾向を踏まえた見直しをしたということでございます。

ただ、こういうふうにとれているから増量ということではなくて、価格のことも当然あると思います。そういうことだと思いますけれども、当歳魚、今年生まれのごまさばはねらわない、もうやめるといふ申し合わせをしたり、箱数制限という形で既に対応をされていると聞いております。具体的な単価までは承知しておりません。

山下分科会長 よろしいですか。

嶋野特別委員 はい。

山下分科会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、諮問第90号については原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 それでは、そのように決定いたします。

【報告事項】第1種特定海洋生物資源の採捕数量について

山下分科会長 次に、報告事項に入ります。「第1種特定海洋生物資源の採捕数量について」、説明をお願いします。

長谷資源管理推進室長 資源管理推進室長の長谷でございます。着席して説明させていただきます。

資料3ですけれども、今回は7月から6月でTAC管理しております、ずわいがに 7魚種の中ではずわいがにだけが7~6月という管理をしておりますけれども、その結果が出ましたので、それぞれの漁期初めから6月末までの採捕数量を表にさせていただきます。

1ページです。一番上の欄で(A)とありますけれども、これが漁獲可能量、TACでございます。(B)が採捕実績で、一番右の欄がTACに対する消化率ということになります。下の段の括弧書きは参考のためということで、前年漁期の数字を載せております。

漁期が終了した「ずわいがに」の欄を見ていただきますと、7,218トンのTACに対しまして、採捕数量は5,271トンということで、全体の消化率は73%ございました。

2ページをごらんください。細かい数字が載っておりますけれども、これは同じ数字を管理主体ごと、大臣管理分と知事管理分、知事管理分はそれぞれの都道府県ごとに載せております。

一番下が「ずわいがに」ですが、その前提として、ずわいがににつきましては、最新の資源評価ではロシア水域とのまたがり資源でありますオホーツク海系群が低位横ばいとなっておりますけれども、その他のものにつきましては中位ということになっております。そのうち、太平洋側は横ばいですが、日本海側は増加傾向ということでございます。

それを前提として見ていただきますと、まず「沖合底びき網及びずわいがに漁業」ということで大臣管理分になりますけれども、全体では5,394トンの割り当てに対して4,260トンということで、79%でございます。

その内訳を見ますと、富山県以西の西部日本海につきましては消化率105%と、若干のTACオーバーとなっております。これは特に回復傾向が著しい山陰沖での漁獲が伸びた結果と考えております。先ほども御説明しましたとおり、この水域の資源状況は、最新の調査によりまして中位・増加傾向ということで、TACのオーバーが直ちに資源に悪影響を与えたというふうには考えておりませんが、せつかくの増加傾向ですから、この傾向を維持して、消費者への安定供給と漁業経営の安定を図っていくためにはTAC遵守が有効だと考えております。実は御出席の吉岡委員とも既に何度か御相談させていただいております。地元でも管理措置の見直しなど漁業者による協議も開いていただいているところでございます。今後、さらに協議を経た上で、11月解禁ということになるんですけれども、行政と団体が連携して現地指導を強化したいと考えているところでございます。

そのほかの大臣管理分につきましては、TACの範囲内の漁獲実績となっております。

また、その右側は都道府県管理分ですが、いずれもTACの範囲内ということでございます。

3ページは、数量配分された都道府県以外も含めたものですので、説明は省略させていただきます。

以上です。

山下分科会長 ただいまの説明でございますが、何か御質問、御意見はございませんか。

吉岡委員、今、お名前が出ましたけれども、一言お願いできますでしょうか。

吉岡特別委員 ずわいがににつきましては、随分とやかましく、厳しく指導を行っているわけでございます。北におきましては減少傾向にあるわけですが、日本海西地区においては増加傾向にあるということの中で、来月の7日にも1府6県の特別委員会が催されるわけでございますけれども、その場におきまして、今後、厳しく指導・管理しなければ、いつまでもこういう状態は続かないということをやかましく言うつもりでいるわけでございまして、こうした傾向が続いていくことを我々は願っているわけでございます。また、我々が姿勢を正して会員に対して指導していかねばならない。それだけの責務を感じているわけでございますので、今後とも御指導をお願いいたします。

山下分科会長 ほかに何か御質問、御意見等はございませんでしょうか。

それでは、以上で本日予定しておりました議事については終了いたしました。

【その他】

山下分科会長 ただ、この機会に、本日の議題にかかわらず、何かございましたら、何でも結構ですので、御意見、御発言を賜りたいと思っておりますが、いかがですか。

保田委員、お願いします。

保田特別委員 会議の冒頭、会長から御丁寧に本業界のさんま漁船の転覆事故に際しましてのお言葉をいただきまして、まことにありがとうございます。我々もまだ漁期がありますので、そういった部分に関しても注意喚起を促しながら操業を続けていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

まさば、ごまさばの問題等で、燃油の高騰によって我々のさんま業界は非常に困窮しているといえますか、来年・明日がないような価格の大暴落でございます。また、この2～3日においては北海道で20円、30円という価格がついてしまって、どうしようかというふうな問題に直面しております。

我々はTAC 20万4,000トンという大臣管理分で操業しているわけですが、平準化のためにいろいろな方策をとりながら、漁期である8月1日から12月31日までの間に20万4,000トンをどのようにしてとるかということで模索しながら操業しているわけでございます。本年度も今まで約1カ月間が経過したわけですがけれども、まさば、ごまさばに関してはアソートが小さい、だから価格がとれないのだというお話、それは正常な部分なんです。ただ、今のさんまの業界の一番の問題は逆なんです。アソートが良過ぎる。「特大」「大」が9割のさんまでございます。そういうふうなアソートで、鮮魚販売が主である今の流通を見ていくと、9割のさんまがすべて鮮魚で出してしまうということで、大暴落が起きているという現状です。ちょっと信じられないことですがけれども、これが現実でございます。我々は随時休漁しながらやっていますけれども、それに追いつかないという現状に当たっております。

また、この場をおかりして、同じ漁船漁業を中心にして集まっている皆様でございますので、油の高騰、燃油の高騰に関して……。特に我々さんま業界は、夜間の操業で、通常の航行ではなく発電機を回さなければならないということで、通常の航海よりも3割～4割多く使ってしまうということで、現実に価格の暴落と直面しているわけでございます。行政の方でも幾らか動いていただいているとは思いますが、燃油の高騰に対しましての何らかの援助、もしくは利子補給等を考えていただきながらやっていかなければ、漁船漁業自体がほとんど壊滅状態になるということが第1点。

それから、私はさんまの代表で来ていますので申し上げますが、知事許可分と大臣許可分がございますね。許可権者が知事と大臣と二つに分かれる。さんま漁業の場合、漁期が一緒ではないという一つの大きな問題があるんです。知事許可分は7月9日から刺し網が始まります。それから随時棒受け網等が始まっていて、我々大臣許可は8月1日、約1カ月遅れての許可日ということになっております。

荷受け関係から言われることは、当初はばか高い値段で刺し網のさんまが供給される。数量的には大したことがないので、そういう金額になる。とはいいいながらも、その時期のさんまは、盛漁期ではございませんから、食べてもあまり……。そういう漁業者もいるわけですから悪くは言いたくありませんけれども、その時期のものが出回ってしまうことによって、我々、大臣許可漁業が漁に出た時点では、飽きが来てしまうといえますか、味を知ってしまって、今年のさんまはこういうものだということで、大臣許可の漁業者からは、知事許可と大臣許可、北海道であれば水産庁と道庁、岩手であれば県庁、同じ魚種を利用するのであるから、何とか接点を見つけて、みんながよいように回れるような形ができないかという話も出ております。何とかそういう方向で進んでいていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

山下分科会長 ただいまの件、何かお答えはありますか。

例えば燃油のことについては、もう対策を始めているということはないんですか。

中前次長 御指摘のとおり、燃油問題は大変な状況でございます、水産庁におきましても、既に公表しておりますように、当面の対策と少し中長期的なものを組み合わせながらこの問題に対応する必要がある、当面の対応といたしましては、緊急融資あるいは信用保証の強化というところを中心に、これは近々実施されると思いますが、そういったものがございます。さらには、タンクの整備による流通の改善といったところにも緊急対策の一部として取り組んでおります。

それから、油が今後高どまりということが巷で言われておりますが、我々もそのとおりだと思っております。漁業も、操業そのもの、あるいは技術的な省エネにもっともっと取り組まなければならないと思っております。ハードの面で、例えば先ほどお話ししましたが、夜間操業中心の漁業としてさんま等々がありますが、発光ダイオードの技術が相当進んでおりますので、できるだけ早くそういった技術が取り込めるような仕組みを考える。あるいは操業におきましても、集団的に操業して魚群の探索や魚を運搬するようなどころをもっと効率的に共同でやれないかというようなところを踏まえまして、そういった面での支援ということも来年度予算で考えております。

さらには、近々、一斉更新とか、あるいは基本計画の改定という大きな方向づけの仕事がございますので、そういった中で制度なり規制の面でもっと取り組むべきものはないかということで、今、鋭意検討しているところでございます。いずれにしましても、状況を見ながら、いろいろな面での対応をやっていきたい。

もう一つ、この場を借りてのお願いでございますが、先般も大日本水産会で役所がやろうとしている対策の説明を業界の方にした折に、業界の方でも魚種別にやれるテーマが必ずあるはずでございますので、個々の漁業者の操業において具体的に何がやれるかということをきちんと出していただきまして、目標とそれの実現ということを本気になってやっていただきたい。

油を食う産業は漁業だけではありませんが、陸上等でやられております対策から見て、漁業が本当にしっかりやっているかどうかといいますと、遅れているということではないかと思えます。例えば、1時間早く漁場から帰ってくるために油を2割たくさんたくという実例もあるようでございます。そういう操業の仕組みを、魚の販売の方も協力してもらう必要があると思えますが、組み合わせ、従来これは前提条件で仕方がないというところが本当にそうかということもしっかり見直していただきまして、私どもの考えている対策と業界での取り組みが一緒になってやっていかないといけないし、いつまでも従来のままというわけにはいかないと思えます。そういう面でもしっかりお願いしたいということも併せて申し上げたいと思えます。

後段の話は沖合課長の方からお願いします。

宮原沿岸沖合課長 沿岸沖合課長です。

さんまのとり方の話は今年は非常に残念な結果になってしまいました。おっしゃるとおり、魚が大漁であるにもかかわらず値段が出なかったり、加工業者に配慮したつもりで、とり方を考えたにもかかわらず相変わらず不満が出てしまったり、根本的にまだまだ見直すべき点が随分あるなというふうに、管理する側としても反省する点が多い漁期でございます。来年の漁期に向けては前広にいろいろな話し合いをしていかなければいけませんし、漁場もどう考えるのか。今回も、見てみますとロシア水域でとれ過ぎている部分がかかなりある。売り方の面でも北海道と三陸ではまた違う売り方をされていますけれども、売り方に対しての対応がちゃんととれているのかどうか、そういったところも考えていかなければいけないと思えます。とにかく油も高いですから、効率的に、いい

操業ができることを業界とともに考えていきたいというふうに考えております。

ありがとうございました。

山下分科会長 伊藤委員、お願いします。

伊藤特別委員 私は東京の市場で、流通関係の代表は数多くないので一言しゃべらせていただきます。

さんまにつきましては、宮原さんからお話がありましたように、今年の場合は、漁期を早くとったことと、また漁獲努力も盛んだったようで、量が一遍にたくさんとれた。しかも、その質がよくなかった。虫もついていて。そういうことで、東京市場だけを取り上げても、8月の入荷量が今までは1,800トンから1,900トンぐらいのものが、何と3,000トンも入っている。初荷から市況が崩れてしまって、いわゆるマーケットが崩れてしまったわけです。それで先ほどの保田さんのお話のように、さんまはこんなものかということで消費者に一巡してしまって、今年のさんまは価格的に評価はこんなものかということがある程度定着してしまったことが一つの大きな原因だと思っております。要するにマーケットが壊れたということです。安売りをする必要がないのに。我々市場だって売上金額が低くて大変困っているわけですが、そういう状況が一つございます。

それから、保田さんのお話のように、今年は魚体が大きかった。したがって圧倒的に生鮮向けが多かった。これが第2の大きな理由でございます。ただ、それだけではなくて、私どもが聞くところによると、船の側も選別機をつけて洋上で選別している。これは漁船間の競争がそうになってしまうのでしょけれども、どうしても大きいものを選んで持ってくるという形が続いている。今までですと、生鮮向け、冷凍向け、加工向け、餌料向けと、サイズに応じていろいろな用途に使えるものが、先ほどのお話のように生鮮向け一色になってしまった。それがマーケットを壊してしまった一つの原因にもなっていると思います。

したがって、さば、カニ等、資源的には非常にピンチなものを何とか回復させようとしている魚種と違って、さんまの場合には資源的には非常に豊富にあるわけです。ですから、日本全体がこの大事な資源をどうやって活用していくかということが一番大事だと思うんです。漁業においても、加工生産においても、流通においても、みんなが知恵を集めて……。例えばさんまの食べ方一つにても、ただ塩焼きではなくて、刺身がいいとか、最近ではしゃぶしゃぶがいいということも言っていますけれども、こういうものもどんどん試食しながら、食べ方もみんな工夫して、広く、おいしく食べていくことが大事だと思うんです。ですから、そういうことを、とる方だけではなくて、みんな考えていく。そして、せっかくのさんまの資源をみんな活用していく。大事にしていく。もちろん一番もとの漁業者が採算がとれなければ大変ですから、再生産できないわけですから、そういうことをベースにしながら全体で考えていく必要があると思います。

先ほどお話に出た大臣許可と知事許可のスタートの時期、管理の仕方が二元化しているようですけれども、これらも統一を図るとか、何か工夫をしながら、さんまのマーケットというものを大事にしていきたいと思っております。

宮原沿岸沖合課長 一言だけ、非常に論争を巻き起こす選別機のお話だけ、申し上げておきたいと思っております。

選別機につきましては、私ども、漁期前に大半の船について乗船検査をして、固定化しているということをチェックしています。今年は、選別機というよりは、魚体構成自体が非常に大型のものに偏っていたということで、これは県の試験船等々の組成を見ても間違いのないことだろうと思っております。

ただ、選別機を置いておりました主たる理由は、ロシア水域でカタクチイワシのクォーターがあったため、カタクチイワシを選別するための選別機ということだったので、今度はロシアの状況が変わってきたので選別機自体を置いておく必要があるのかどうかという根本的なところも来漁期に向けた検討の対象の一つだと考えております。これは漁業者の方々はよく御存じのことだと思えますけれども、その点についてもまた検討していくということで御理解ください。

伊藤特別委員 魚を洋上で選別していたのでは、漁獲ではないんですよ。選別水揚げ量になってしまいますから、資源管理という面から見ると性格が変わってしまうと思うのです。そこは大事なところだと思います。

山下分科会長 三鬼委員、お願いします。

三鬼委員 遠洋のかつお・まぐろ関係ですが、油のことにつきましては先ほどの次長さんのお話の中で大体御返事はいただいたと思っているわけですが、我々の業界の実態は、国内の油で2年前の6割以上のアップとなっております。外国の主要港、我々が中心にするのはスペインのラスパルマス港、南アフリカのケープタウン港、ペルーのカヤオ港、大体この三つの港を主要にしているのですが、ここでは約10割アップ以上という状況となっております。

ちなみに、2年前の国内価格が、業界からの供給価格が3万5,800円、それが2年後の今年の8月には5万7,300円と160%アップ、それからケープタウンでは2年前に3万300円のキロ単価が現在では6万3,000円と208%のアップ、ラスパルマスでは2年前は3万1,200円が現在では6万1,400円と197%のアップ、ペルーのカヤオにおきましては、税制の改正ということもありましたけれども、現在では約8万円のキロ単価、250%アップというような実態でございます。

そういうことで、日本から出ていく冷凍運搬船等に、目の色を変えて油をいただきたいということで分けていただいているのが実態です。私個人の船といたしましても、この前、やむなくバルボアから出ていきましたタンカーにいただいた油がキロ単価が8万2,000円。こういう油をたかざるを得なくなっているような状況でございます。これでは、どういう漁をしようとも、赤字間違いなしという状況に置かれております。

水産庁も、先ほどお話しいただきましたように17年度の緊急対策の中で御尽力いただきましたが、これが1回限りの融資、それも3年以内の償還という条件でありますので、これでは油の情勢が今後どう変わるか、わからない状況の中では対策としては不十分ではないかと、そのように思っております。

我々も各船の行動を見ておまして、外国への往復航、日本への帰港のスピード、そういう部分も口酸っぱく言っておりますし、船としても万策を講じております。スピードを見れば、それは判然としております。そういうことで、これからも極力そういうものは徹底していきますので、その点はひとつお含みいただいて、何からの対策をさらにお願いをしたいと、こう思っております。

もう一点は、最近国連で禁止になっております大目流し網の問題でございます。これを確認したのが三重県所属の遠洋かつお船の7隻に上っているんですが、これは写真もちゃんと撮ってきております。ただ、その写真が、船名を消してあったり、錆びて、ほとんどの船名が見えない。登録番号も見えないという状況ですが、唯一見える写真は「船山」と漢字で書いた船を2隻見ているということで、恐らく台湾系・中国系の船に間違いはない。こういうところで大目流しをやっている状況でございます。至近距離に近づいて写真を撮ったり、どういう魚を揚げているかということを確認しておりますが、ほとんどがピンチョウを揚げている。

ピンチョウは、我々遠洋かつお船は1年間の操業の中で約3カ月、これに全力を投入するのです

が、総水揚げが全体の4割以上を占めるような効果がある。これを大目流しでとるわけでございまして、これは水産庁にも報告してあります。また、その情報によって、北海道漁業調整事務所から取り締まり船も出ています。ただ、どういう監視の仕方をしているのかはわかりませんが、発見したことがないと、こういう報告が来ていると聞いております。さてどういう調査をしているのかな、取り締まりではなくて監視をしているのかなと、こう思っておりますので、そういうことも水産庁の方で一回確認してほしいと思っております。公海の流し網は、1989年、国連決議においてモラトリアムとなっているはずですから、その点も特に水産庁にお願いしておきたいと思っております。

もう一点、最後に外国人の資格者の問題です。今、日かつ連におきましてその件についていろいろと御尽力をいただいているわけですが、相手国のこともありまして、水産庁もいろいろと御尽力いただいております。国交省ともいろいろな話し合いをいただいていると思うのですが、士官の問題で払底をしている中で、できるだけ早く期限を切って、いついつまでにとということで特にお願いしておきたい。士官クラスがほとんどないような状況でございますので、外国人の資格者も投入したいということをお願いしたいと思っております。それについても御返事をいただければと、こう思っております。

山下分科会長 今日遠洋課長さんがいらっしゃらないのですが.....。

三鬼委員 宮原さんはわかるんじゃないですか。

宮原沿岸沖合課長 大目流しの中国系の操業についてはいろいろなところが報告されてきていまして、何回か申し入れをしているというふうに理解しています。ピンチョウについては、日本のみならずアメリカにとっても非常に重要な魚種ですので、大目流しに限らず、保存措置を早くとうとうという努力が続けられているところでもございますし、日本の取り締まり能力で足りない部分についてはアメリカのコーストガードにも協力を仰いでいるというのが現状です。ただ、先ほどおっしゃっていたとおり、船名を隠すなり、便宜置籍する、あるいは船籍すらはっきりしない状態にして操業するようなことをやっていますので、非常につかまえずらいというのが問題です。

武田管理課長 今、三鬼委員から大目流しでピンチョウの話がありましたけれども、近くの水域で水産庁の調査船がイカ流し網漁を現認している。これは中国の船だということがはっきりわかっていまして、それについては外交ルートで対処をしっかりとやるようにということで厳しく申し入れを行っている。今も宮原課長からお話がありましたけれども、日本の取り締まり船は、先ほど北海道のピンチョウの船はどうしているのだという話がございましたけれども、公海の部分まで行くと、取り締まり体制の点からもなかなか難しい面があって、中国等に申し入れる際にも、自分たちの方できっちりと出航前にそういったものを積むとか、検査をしっかりとやれとか、あるいは取り締まり船を公海の外の方まで派遣してちゃんとやれみたいなことも申し入れを行っているところでございますので、そういうことでしていきたいと考えています。

三鬼委員 ありがとうございます。

しっかりした確認をしてほしい。外交ルートでやるにしても、しっかり確認をしないことには、こちらが恥をかくようなことになって困るから、確認してほしいんですよ。

中前次長 ほかの点についても三鬼委員からは切実な現状を踏まえての強い要望があったということで、よく念頭に置いて対応したいと思えます。

三鬼委員 ここに青焼きしてきたんですが、こういうふうにはっきりしたものをとっているんです。

山下分科会長 今は「その他」のところですが、次々といろいろな問題が出されて、頭の痛い問

題が多いなと思います。お互いに問題を出し合って、解決できるところは譲り合いながら解決することができるというなと思っております。

近藤特別委員 最後に一点だけ、三鬼委員の質問された中身について私どもも関与していますから、ちょっと報告させてください。

外国人船舶職員を急いでほしいというのは特に日かつ連さんですけれども、船舶職員がだんだん高齢化してきて後継者がなかなか確保できないという問題があるのとあわせて、外国人の職員を乗せることによってコストの削減を図りたいと、この二つがあると思うのです。

これは外航商船の国際船舶制度を一つの例として出されたきた話ですが、これは非公開でやっている会議なので、今のところ、外部には情報は一切漏れておりません。今日は山下課長もおられませんし、参画しますのは国土交通省、そして私ども海員組合と大日本水産会と日かつ連さんの代表、こういう中でやっています。

問題は、外航商船の国際船舶制度とは背景が全く異なっています。例えばインドネシアの水産高校あるいは商船系列の学校を終わって海技免状を取得しているとしても、国際的にはS T C W条約という条約がありまして、これに対応できている海員資格かどうかということもあります。したがって、今、インドネシア政府も含めて、いかなる資格になるのか、日本の海技免状と比較したときにどの程度の中身になるのか、そういうものをきちんと見きわめた上でないと話が前に進まないということを申し上げています。

三鬼委員のはやる気持ちはわかりますけれども、この問題を導入することによって生首を飛ばされる職員が出てくるわけですよ。したがって、そういう雇用問題も前広に、きちんと整理をした上でないと海員組合は同意できないということを明らかにしております。したがって、中身が整理されるまでにはいまま少し時間がかかると思いますけれども、三鬼委員の要望は要望として、海員組合としても、本日この場でそういう問題が出たということについては受けとめながら、話を前に進めていきたいと思っています。これは水産庁の次長が答えようと思っても、答えられないと思うんです。あくまでも非公開でやっていますので。したがって、状況がある程度整理されてくれば対外的にも中身が発表できると思います。

私どもも、ただ外国人の船舶職員に頼るのではなくて、今一番大事なことは、将来に向けて水産高校の専攻科の生徒などは海技資格者の一番の近道なんですよ。そういうところに一つの努力もしないで、ただただ外国人という姿勢については簡単に受け入れられませんということも言っていますし、業界、そして私どもも含めて、将来の幹部候補生としての水産高校の卒業生を業界に引っ張り込んでくる、そして対応していくということが一番あるべき姿だと思っていますので、それらについても私どもの立場で話をさせていただきながら検討を進めている。

こういう状況にありますので、参考までに概要を報告させていただきます。以上です。

山下分科会長 わかりました。

今日は議題が少なかったので早く終わるという見通しでお越しいただいたかもしれませんが、少しゆっくり目になりました。

事務局から何かございませんでしょうか。

塚本漁政課長 次回のこの分科会でございますけれども、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等」、こういうことを議題に、11月7日(月曜日)に開催したいと考えておりますので、後日、個別に出席の御確認をさせていただきます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

山下分科会長 次回は 11 月 7 日ということで、1 カ月少ししたら、お目にかかることになりま
す。

それでは、以上をもちまして本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

閉 会

答 申 書

17水審第13号
平成17年9月30日

農林水産大臣 岩永 峯一 殿

水産政策審議会

会長 小野 征 一 郎

平成17年9月30日(金)に開催された水産政策審議会第22回資源管理分科会において審議
の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第90号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の
検討等について